江戸川区細街路拡幅整備指針概要

１．目　的

江戸川区の道路整備は、土地区画整理事業、都市計画道路事業、地区計画や細街路拡幅整備事業により進められてきました。

しかし、区内には、法に基づいて将来拡幅される見込みが無い幅員 4m 未満の認定区道や区有通路が存在し、街区形成ネットワークや防災上の観点で課題となっています。

そこで、これらの細街路について、重点的に拡幅指導する路線を選定すると供にこれを公表し、拡幅整備の促進を図っていきます。

２．選定基準

① 適切な街区ネットワークを構築するのに有効な路線

② 他の路線を相互に繋ぐことにより通り抜けが可能となる路線

③ 未接道解消に有効な路線

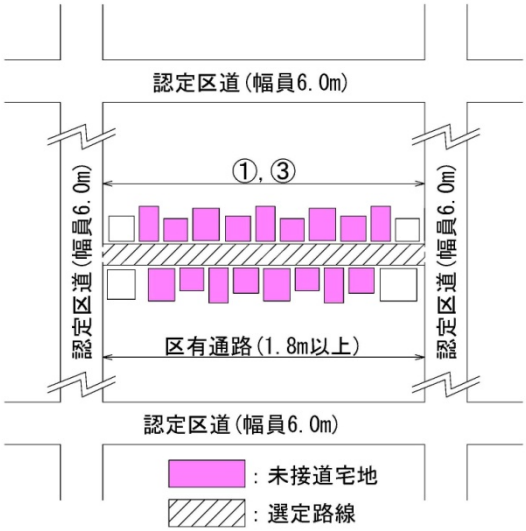

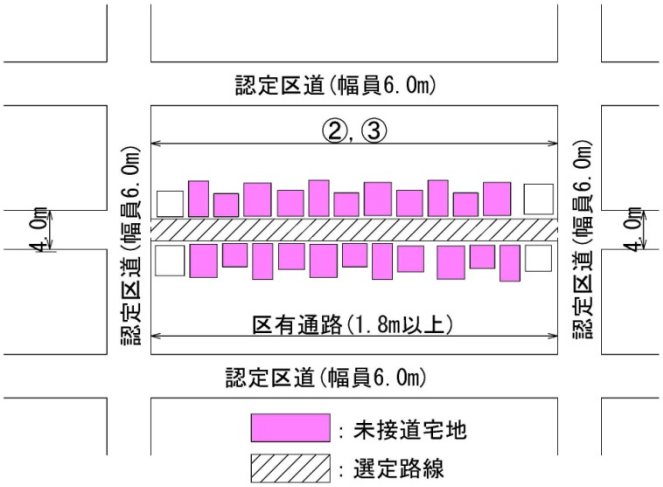

３．選定路線数及び延長

- 認定区道　　50 路線　　7,737.4m
- 区有通路　　121 路線　　20,061.3m

４．指導方針

① 未接道宅地における法 43 条第 1 項ただし書き許可による拡幅
※現況幅員 1.8～2.7m の路線での新たな許可基準を策定し拡幅誘導

② 住宅整備基準条例による拡幅

③ 開発行為による拡幅

５．運　　用

平成 26 年 4 月より運用開始予定